

令和3年8月20日

生徒及び保護者の皆様

県立鳴尾高等学校長

緊急事態措置を実施すべき区域となることを踏まえた 県立学校における対応について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、兵庫県内の新規感染者数が大幅に増加し、過去最高を次々と更新していく状況となって、4度目となる緊急事態宣言が発出される事態となりました。県立学校においても、8月は教職員及び児童生徒の1日あたりの感染者数が、過去に最も多かった4月と同水準となる状況となっています。

本校においても、メールメイトでお知らせしているように、夏休みに入り学校関係者の感染が数件発生しています。幸い、重度の健康被害や感染の拡大は見られませんが、緊急事態宣言の発出を機に、再度気持ちを引き締め、基本的な感染予防対策の徹底と感染リスクの高い行動に対する自粛をよろしくお願いします。

学校としても、緊急事態宣言適用期間中の教育活動等について、県の対処方針に従い対処します。以下にまん延防止等重点措置からの対処方針の主な変更点を記載します。

今後も引き続き感染防止対策に十分留意しながら教育活動を進めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。

1 教育活動

- 今後、本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限することを検討する。……ア

2 部活動

- 活動日及び時間は、「いきいき運動部活動(4訂版)等を基本に、平日(4日)で2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
- 上記アと同じ。
- 部活動の指導等について、学校関係者(教職員、部活動指導員、外部コーチ等)以外の者(保護者、OB等)の参加を見合わせる。

3 心のケア

- SNS 悩み相談の時間を延長(17時～21時→16時～22時・前後1時間延長)する。